

東北アンサンブルコンテスト実施規定

令和7年4月1日

令和8年4月18日

(総 則)

第1条 本大会は、各県連盟で開催される予選に於いて選出されたグループが参加して、毎年2月に実施する。

第2条 理事会は、毎年12月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 部門順序及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる県連盟は次のとおりとする。

青森県吹奏楽連盟	秋田県吹奏楽連盟
岩手県吹奏楽連盟	山形県吹奏楽連盟
宮城県吹奏楽連盟	福島県吹奏楽連盟

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- ① 小学生の部 ② 中学生の部 ③ 高等学校の部 ④ 大学の部 ⑤ 職場一般の部
「小学生の部」はアンサンブル活動の導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

(参加規定)

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

第7条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 (従来どおりの参加形態)
② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

ウ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、合同バンド及び地域バンドに所属する小学生※¹の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 (従来どおりの参加形態。)
- ② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。中学生と小学生の合同バンドを認める。
- イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
- エ 都道府県や市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

(3) 高等学校の部

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内の小学生、中学生の参加は認める。)
参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- 2 その他、第7条第1項(1)(2)-②、③並びに(2)-②に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第 8 条 参加グループの人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第 9 条 参加グループは任意の 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。

第 10 条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

- 2 同一パートを 2 名以上で演奏することは認めない。
- 3 独立した指揮者は認めない。

第 11 条 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第 12 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ 70 年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第 13 条 演奏時間は 5 分以内とする。

第 14 条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第 15 条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として 5 名とする。

- 2 審査方法は本大会審査内規による。

第 16 条 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

- 2 東北代表となった団体には楯を贈る。

(県代表)

第 17 条 本大会に各県連盟より選出するグループ数は、その年度ごとに理事会で定める。ただし、同一団体からは 1 グループとする。

- 2 各県連盟は、本大会開催日の 3 週間前までに県大会を実施し、代表グループを東北吹連に報告する。
- 3 各県連盟に割り当てられた出演順がある場合は、県代表団体責任者による完全抽選を実施して県代表団体の出演順を決定する。

(東北代表)

第 18 条 本大会から全国大会に推薦する団体数は、前年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数とする。

- る。
- 2 代表決定方法は別に内規を定める。

(その他)

- 第19条** 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。
- 第20条** 本大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第21条** 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。
- 第22条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

- 第23条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。
- 2 この規定は、令和8年4月1日より施行する。

東北アンサンブルコンテスト審査内規

平成15年12月6日

平成21年4月25日 令和7年4月1日

- 第1条** この内規は、東北アンサンブルコンテスト実施規定第15条第18条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

第2条 (審査方法)

審査員は、自由曲を技術と表現について、それぞれ10段階に評価する。

第3条 (結果の処理)

審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 (金銀銅賞・東北代表の決定方法)

判定委員会は、審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。また、東北代表選出方法は、次の通りとする。

- 1 自由曲の評価を点数に換算し、総合点の高いグループを代表とする。
- 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条 (賞の決定)

第4条による結果は、審査員の下承を得て、理事長が賞を決める。

第6条（審査一覧表）

審査票は，参加団体に渡し，審査一覧表は各県理事長に送る。

第7条（改定）

この内規は，理事会の議決により，改定することができる。